

公 告

分任契約担当官
自衛隊札幌病院
会計課長 村 中 真 人

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
3MT61TS00500		3MTF1AM0081 0001		GM711193430		5-75	
品名 または 件名							
自動分析装置, 多用途型 安全点検							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	EA						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
札幌病				札幌病 衛生資材部 衛生資材課			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
札幌病 衛生資材部 衛生資材課				令和6年3月29日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「契約条項」については、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。
 入札日時場所：令和6年2月21日（水）10時30分 自衛隊札幌病院 1 F カンファレンスルーム

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(2) 契約条項、入札及び契約心得を示す場所

自衛隊札幌病院ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/hosp/>で閲覧可

(3) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に应じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第1号で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- ウ 入札に関する条項に違反した入札
- エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- オ 電報・電話・FAXによる入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があつた場合又は誓約に反する事態が生じた場合

- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 落札決定方式
総額が当課所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (7) 契約書の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (8) その他
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
イ 入札に参加する場合は、令和4・5・6年度の資格審査結果通知書（写）を提出すること。なお、すでに会計課に提出されている場合は、省略することができる。
ウ 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
オ 郵便による入札は、自衛隊札幌病院総務部会計課契約班（担当：高橋）に入札書送付の旨を必ず電話連絡し、2重の封筒それぞれに、次の文面を記載し封印をするとともに、内封筒に入札書を入れ、内封筒以外に第7項第8号イの資格審査結果通知書（写）を同封し、簡易書留にて令和6年2月20日（火）17時00分までに担当者に到着したものを有効とする。
「令和6年2月21日（水）自動分析装置、多用途型 安全点検 入札書在中」
カ 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。
キ 入札会場への入室は、入札時間の15分前から可能とする。
ク 入札に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 総務部 会計課 契約班（担当：高橋）
TEL：011-581-3101（内線：4243）
ケ 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊札幌病院 衛生資材部 衛生資材課 整備班（担当：福本）
TEL：011-581-3101（内線：4426）
- (9) 公告掲示場所及び期間
ア 掲示場所
(7) 自衛隊札幌病院総務部会計課、札幌駐屯地北部方面会計隊、真駒内駐屯地第325会計隊、島松駐屯地北海道補給処調達会計部、札幌商工会議所
(イ) 自衛隊札幌病院ホームページ <http://www.mod.go.jp/g sdf/nae/hosp/>
イ 掲示期間
令和6年2月9日（金）～令和6年2月21日（水）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	GM711193430	仕様書番号
自動分析装置，多用途型 安全点検	札幌病衛 5-75	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 6年 1月 17日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊札幌病院 衛生資材部

1 総則

1.1 適応範囲

この仕様書は，自衛隊札幌病院において使用する自動分析装置，多用途型の安全点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，GLT-CG-Z000001AAの1.2.2及びGLT-CG-Z500002Qの1.2.10による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

薬機法「薬事法の名称変更（平成26年11月25日）」第2条第4項

薬機法第40条の2（薬食機発第0331004号）

医療法「平成4年法律第89号（平成4年7月1日）改正」

医療法第15条の2（業務の委託）

医療法施行令（第4条の6台5号）

医療法施行令規則第9条の7

2 一般的事項

2.1 実施場所

北海道札幌市南区真駒内17番地 自衛隊札幌病院 研究検査課

原則として上記において実施することとし，上記以外で実施する場合には別に定める。

2.2 注意事項

点検にあたり，当該器材も含め，建物，物品等に損害を与えた場合には速やかに官側担当官に報告し，官側担当官の指示に従い，請負者側の負担において原状に復旧すること。

3 点検に関する要求

3.1 技術管理

点検にあたっては，医療法第15条の2に定める基準に適合する者が行うものとする。

3.2 点検対象品目

調達要領指定書による。

3.3 点検要領

調達要領指定書に示す点検内容に従い設置場所にて実施すること。

3.4 実施日時

点検日時の細部日程は官側と調整し実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 疑義

点検中に不良箇所又は疑義を生じた場合は、速やかに官側に報告し指示を受けるものとする。

4.2 負担区分

点検整備に掛かる電気代は官給とする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3MTF1AM0081
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6年 1月23日
	作 成 部 課	衛生資材部衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 6年 1月23日

品 名 自動分析装置, 多用途型 安全点検

仕様書番号 札幌病衛 5-75

指定事項:

3 点検に関する要求

3.2 点検対象品目

装置名	規格・型式	製造番号	数量
日本電子製			
自動分析装置、多用途型	JCA-BM6010	CA1103005110511	1台

3.3 点検要領

1) 外観点検・機能点検・性能点検・注油・清掃・部品交換・調整等を行い確認し安全かつ良好な状態を保持する。

2) 交換部品

No	品 名	規格・部品番号	数量
JCA-BM6010			
1	Lリングセット	5Φ 2個入	2個
2	オムニシール	14mm	1個
3	ワイヤー	SP, DIP	1個
4	VPメンテナンスキット	6000/8000	1個
5	ダイヤフラムポンプVDP	844559130	1個
6	シャフト (ミックスロッド)	#24 チタン	2個
電解質ユニット			
1	スターラ07		1個
2	シール	NO. 73	2個
3	シリンジシール	NO. 72 701072	1個
4	電磁弁 (ISPEV)		1個

3) 故障等が発生した場合には、官側の指示を受けるものとする。